

○「議案第88号 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 改正内容及び改正によって生じる不利益について

本議案は、王禅寺余熱利用市民施設のトレーニングルームの利用区分を、午前9時から12時、午後1時から4時、夜間5時から8時の3区分から、1回当たり3時間の利用区分へと改正する内容である。現在も本施設では、指定管理者の提案を受け、利用者の利便性向上やサービス向上に資するものであると判断し、1回当たり3時間の利用区分で運用を行っており、今回の条例改正によって現在の利用内容は変更とならないため、利用者に不利益が生じることはないと考えている。

《意見》

\* 本議案には賛成の立場であるが、麻生スポーツセンターや幸スポーツセンターには障害を持つ方が不便に感じる設備があると聞いており、本施設も同様に障害を持つ方が多く利用する施設であるので、今後もバリアフリーに配慮して施設の整備を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第95号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 東扇島中公園の指定管理者選定に当たり重視する点について

港湾振興を目的として設置された施設であるため、立地条件等をいかし、様々なイベントを開催することなどを求めていると考えており、施設の活性化を図る上で必要なノウハウの有無を重視して選定していきたい。

\* 今後の港湾施設における指定管理者制度導入を含む民間活用の計画について

現在、港湾緑地の在り方について整理しており、東扇島中公園への指定管理者制度導入による効果を検証した上で、他の港湾施設への指定管理者制度の導入等について検討していく。

\* 利用料金の上限を条例で定める理由について

地方自治法において、利用料金の額は条例に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を経て指定管理者が定めるものと規定されているため、条例において上限額を定める必要がある。

《意見》

\* 東扇島中公園や川崎マリエンには、バーベキュー場やビーチバレー場などの立派な施設がある。これらの既存の施設や海に近い立地の優位性をいかして魅力的なイベントを開催することで、より多くの人々が訪れると考えられるため、イベント

企画のノウハウを持ち、川崎港の魅力を市内外に広く伝えられるような指定管理者を選定してほしい。

- \* 利用料金制では利用料金の上限額は条例で定めることとされているが、民間の自主的な努力や民間の活力を十分に活用する必要があると考えるため、利用料金制の在り方について検討し、柔軟に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第96号 東扇島堀込部地盤改良その1工事請負契約の締結について」

○「議案第97号 東扇島堀込部地盤改良その2工事請負契約の締結について」

《一括審査の理由》

いずれも東扇島堀込部の地盤改良工事に関する内容であるため、2件を一括して審査

《意見》

- \* 東扇島堀込部土地造成事業の当初の目的は、増加する輸出用完成自動車を保管するためのストックヤードの不足を解消するためとのことであったが、現在、完成自動車の輸出量は減少傾向にあり、自動車保管用地の需要を作るために本市が貨物量の増加に向けた取組を進めるのは本末転倒であると考え。また、平成37年のコンテナ取扱貨物量が約40万TEUになると見込み、コンテナ関連用地が不足するとしているが、平成29年の取扱貨物量は約11万8,000TEUであり、今後、取扱貨物量が約4倍となる見通しの根拠はなく、不要不急の事業を推進すべきではないと考えるため、これらの議案には賛成できない。

《議案第96号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第97号の審査結果》

賛成多数原案可決